

右京区まちづくり支援制度

～ 平成29年度 第1期募集のご案内 ～



住みよい右京のまちをつくるのはあなた！特に、「健康長寿」、「食」、「文化芸術」、「子育て支援」、「定住促進・空き家対策」に関わる事業は大歓迎！

[募集期間]

4月3日(月) ～ 5月26日(金)

※ 申請前に必ず事前相談(5月19日(金)まで、要予約)をお願いします。

○ 右京区まちづくり支援制度とは…

地域の皆様の自発的・主体的なまちづくり活動を支援する助成金です。

地域コミュニティの活性化や地域課題の解決等、まちづくり活動をやってみたいけど資金が足りない、活動の幅を広げたい。そんな思いをお持ちの団体・グループの方に、ぜひ活用していただきたい制度です。

○ 制度説明会を開催します！

制度概要と申請方法についての制度説明会を実施します。申請をご検討中の方は、ぜひご参加ください。

日時 ① 平成29年4月26日(水) 午前11時～12時

② 平成29年5月12日(金) 午後6時～8時(交流会を同時開催)

場所 右京区役所1階 右京区民まちづくり交流拠点(MACHIKO)

申込 それぞれの開催日の2日前までに、「9 事前相談予約・提出・問合せ先」へご連絡ください。

※ 5月12日(金)は、制度説明後、団体同士の交流会を開催します(終了予定時刻：午後8時)。

※ このほか、毎週金曜日(13～17時)には、まちづくりコンシェルジュが事業の相談に応じますので、お気軽にお越しください(場所：右京区役所1階 MACHIKO、予約不要)。

相談はメールでも受け付けています(まちづくりコンシェルジュ山田 ukvomachiko@gmail.com)。

1 支援メニュー一覧

	区分	交付率 (支援の対象となる経費の)	交付 上限額(※)
地域力 向上枠	一般型	1/2以内	50万円
	連携型(注1)	2/3以内	50万円
大学・学生枠	学生支援型(注2)	5/6以内	20万円

※ 事業実施に当たり、北部山間地域等(京北・宕陰・水尾・高雄)での活動がある場合、公共交通機関の利用促進を図るとともに、事業費に占める交通費の割合を抑えるため、公共交通機関の交通費について、上表の交付上限額に加え、5万円を上限として交付します(交付率は同じ)。【条件がありますので、詳細はお問い合わせください。】

(注1) 1年以上の活動実績がある団体同士が企画段階から連携し、お互いの長所を生かし合うことで、単独で実施するよりも、効果が大きくなる事業を対象とします。

(注2) 右京区役所と地域連携に関する包括協定を締結している8大学は別途募集。当枠は連携協定を締結していない大学で活動する学生団体が実施する事業を対象とします。

2 対象となる事業

平成29年度中（平成29年4月～平成30年3月）に右京区内で実施する、次のいずれかに該当する事業です。

- ① 地域コミュニティの活性化につながる事業
- ② 地域の課題の解決に向けた事業
- ③ 歴史・文化・自然・観光などの資源を生かした地域の魅力を高める事業

地域の皆様が自ら企画・運営し、誰でも参加できる活動で、文化、食文化・食育、健康づくり、福祉、環境、子育て、安心安全、交通、観光など、地域に根ざしたまちづくり活動なら分野は自由です。

ただし、既に恒例となっている事業や営利活動及び宗教的・政治的な活動を目的とする事業は対象となりません。

3 対象となる団体

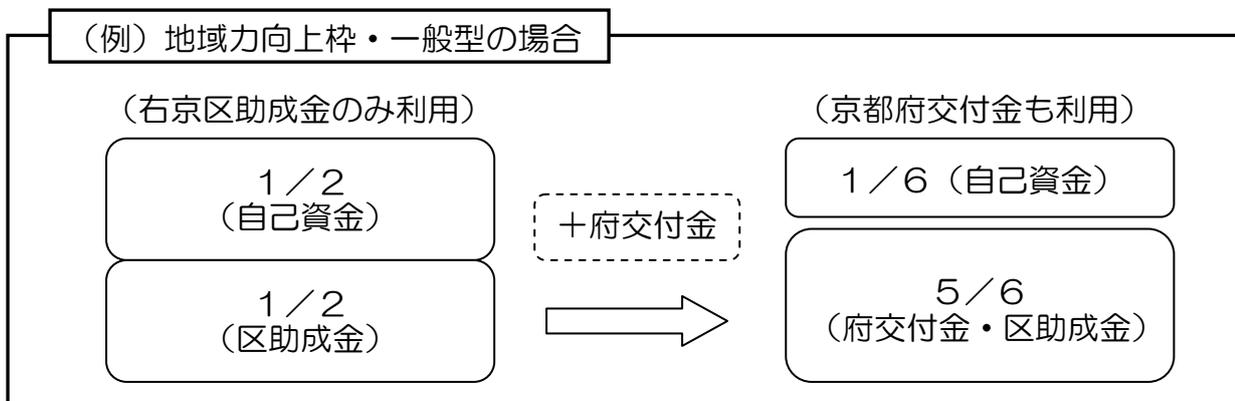
右京区内の身近な地域で活動を行う団体・グループが対象で、NPO やサークル、町内会など既に結成され、活動している団体だけでなく、これから活動しようとする団体・グループも対象となります。活動する地域が右京区内であれば、区内に居住されていない方が団体・グループに加入されていてもかまいません。

4 助成金の額

助成金は、まちづくり活動に要する経費（「5 支援の対象となる経費」）に、「1 支援メニュー一覧」の交付率をかけた、交付上限額以内の金額となります。

自己資金は、会費や参加者からの参加費など、各団体・グループで確保してください。

また、右京区まちづくり支援制度と府・地域力再生プロジェクト支援事業交付金の両制度を利用した場合、助成額の合計を支援の対象となる経費の5/6まで引き上げることができます（ただし、5/6を超えた場合は、右京区助成金の交付率を調整することがあります。）。



5 支援の対象となる経費

まちづくり活動の経費として、講師謝礼、旅費、委託料、備品購入費、事務的経費（会場使用料・資料作成費・消耗品費・郵便料金）などが対象となります。

ただし、支援の対象とならない経費もあります。対象外の経費は全額自己資金で賄っていただきます。

- 支援の対象とならない経費
 - ・ 人件費（団体構成員への謝礼※）
 - ・ 事業全体を外部委託した場合の委託料
 - ・ 汎用性が高すぎる備品（パソコンなど）
 - ・ 会議での飲食費や参加者記念品代
 - ・ 団体・グループの運営に要する経費 等
- ※ 専門性を有する場合のみ年5万円まで可

※ 備品について

汎用性が高すぎるもの（パソコンなど）は対象外とします。一律の判断が難しい場合は、各団体からの聴取り内容も踏まえ、個別具体的に判断します。

備品を購入した場合、減価償却期間中の処分（譲渡・売却等）の制限があります（交付決定後、誓約書を提出していただきます。）。

6 スケジュール

	日時	場所など
事前相談（必須／要予約）	4月3日（月） ～5月19日（金）	右京区役所2階 地域力推進室
制度説明会	4月26日（水）午前11時～ 5月12日（金）午後6時～	右京区役所1階 MACHIKO
申請書類提出	5月26日（金）必着	
プレゼンテーション（公開）及び 審査委員会（※）	6月中旬を予定	右京区役所5階 大会議室1
支援事業交付・不交付決定	6月下旬を予定 すべての申請団体に通知	
事業実施		
事業終了後、事業報告書を提出	事業終了後1箇月以内	右京区役所2階 地域力推進室
活動報告会（公開）で事業成果を発表	平成30年2～3月頃	

※ 公開の場で事業計画の内容について説明（プレゼン）していただきます。これを受け、審査委員会で審議を行い、その意見を踏まえて支援事業を決定します。

7 審査基準について

選考に当たっては、下表の観点から評価を行い、「重点テーマの推進」に寄与すると認められる場合は、加点をします。

	審査項目	審査基準
共通	事業内容の的確性 ・事業効果の期待度	区民の地域への愛着が増す事業内容であり、事業効果が大いに期待できるとともに、広く区民に効果が還元される公益性の高い事業か。
	アイデア・モデル性	区全体に波及するような、独創性や先進性がみられるか。
	取組体制	事業実施に対する取組体制が充実しており、幅広い事業の展開が期待できるか。 ※大学・学生枠では、「学生の力を引き出し、関係諸機関と連携した事業の展開が期待できる取組体制であるか。」の観点からも評価を行います。
	事業計画の具体性	事業内容が具体的であり、実現可能な計画となっているか。
	事業の継続性	事業を契機に発展的な取組の継続が期待できるか。
	重点テーマの推進	右京区の取り組む重点テーマ（「健康長寿」、「食」、「文化芸術」、「子育て支援」、「定住促進・空き家対策」）の推進に期待できるか。
個別	連携度	団体同士がよく連携し、お互いの長所を生かし合うことで、効果が大きくなる事業となっているか。 （地域力向上枠・連携型のみの評価基準）

8 提出書類(提出は、持参、郵送、Eメールのいずれかにより行ってください。)

- ① 申請書、計画書、予算書、連携・協力団体一覧図
 - ② 役員名簿、団体規約
 - ③ 連携団体の役割分担図(地域力向上枠・連携型の申請時のみ必要)、
事前着手届(交付・不交付決定前に、事業が終了している場合のみ)
- ※ ①と③の様式は、右京区役所のホームページからダウンロードできます。

9 事前相談予約・提出・問合せ先

京都市右京区役所地域力推進室 企画担当
〒616-8511 京都市右京区太秦下刑部町12番地
TEL: 861-1784 FAX: 872-5048
Eメール: ukyo@city.kyoto.lg.jp

ここが知りたい! まちづくり支援制度 Q&A

Q1 これまでどのような活動が支援されてきたのですか?

A1 障がい者スポーツ体験交流会の開催、京北地域での地産地消をテーマにしたオリジナルメニューの開発、自宅を開放した気軽な音楽会の開催、子育て中の女性の活躍の場づくりなどのまちづくり活動を支援してきました。これまでの支援活動の詳細は、[ホームページ](#)でご覧いただけます。

Q2 交付金の他にどのような支援が受けられるのですか?

A2 市民しんぶん右京区版を活用した広報や、ポスター、チラシの区役所への設置により、事業の紹介や参加者募集などの広報を支援します。
その他、「右京区まちづくり区民会議」や「まちづくりキャンパス@右京」に参加して、PRや仲間づくりができます。

Q3 2年目以降はどうなるのですか?

A3 支援は1年単位です。
2年目に支援を希望する場合は、再び申請し、審査を受けていただきます。
なお、3年目以降は支援できませんので、各団体・グループで財源を確保してください。
この制度は、皆様がまちづくり活動を行う際のスタートアップを支援する制度です。
3年目以降を見据え、会計面を含めた自主運営ができるよう、心がけてください。

Q4 ロゴマークは使用しなければならないのですか?

A4 まちづくり活動の輪を広げるため、申請事業についてのチラシ、ポスターを発行する際は、支援制度のロゴマークを使用してください。



※ 文化芸術マークの掲載について

京都市では、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年(2020年)に向け、文化芸術による地域のまちづくりを推進しています。

文化芸術を通じて地域のまちづくりに取り組まれる事業については、事業に関するポスター、チラシ、ホームページ等に「文化芸術による地域のまちづくり認定事業」のロゴマーク掲載にご協力ください。ご協力いただける場合、区による活動支援に加え、京都市文化芸術企画課による広報支援等を行います。

Q5 交付金で購入した備品を処分してもよいのですか?

A5 事業が終了した後、減価償却期間中は原則として備品の処分(譲渡、売却等)は認めません。処分した場合、助成金を返還していただくことがあります。